

ロシア近世農村社会史

本論文は、ロシアにおける「近代化」の起点とされるピョートル改革期の農村社会について、その実態を可能な限り具体的に把握することを直接的課題とするものである。この問題は、

一般的には「近代化と農村（共同体）」として置き代えられるテーマであるが、従来我が国では、一八六一年の農奴解放並びにそれ以降の時期を中心にしてこの問題のもつ興味深い諸側面が検討されてきた。だが改めて指摘するまでもなく、ロシアの「近代化」は、その約一五〇年以前に最初の、巨大な一歩がしるされた。更にそこでも既に共同体に質的な変化が生じたことに言及されながらも、これまで本格的な考察の対象にならなかつたのである。本論文は、史料的には甚だ不備な共同体の変質（土地割替の発生）の問題を直接的に検討するものではない。

この課題を念頭に置きながら、ピョートル改革期の農村社会が置かれた状況を、社会経済史的諸問題に限定することなく、宗教、民俗的な領域にも踏み込んでトータルに描き出すこと——筆者は、これを仮に農村社会史と呼ぶ——、本論文の狙いはこ

の点にある。

本論文の内容は、以下の通りである。

序論 ピョートル改革の基本的性格

第一章 戦時下の農村社会

第一節 世帯調査（一六七八—一七一〇）

第二節 兵士、労働者の徴用——「空白」の諸原因（そ

の一）

第三節 逃亡と世帯隠し——「空白」の諸原因（その二）

第四節 ランドライト調査

第二章 農村社会の諸相

第一節 領主経営と農民経営

第二節 領主的諸規制

第三節 農民の日常的諸要求

第四節 『貧富の書』における農村社会像

補論 村の教会と聖職者について

第三章 人頭税の導入と農村社会

土 肥 恒 之

第一節 世帯税から人頭税へ

第二節 人口調査——人頭税の導入過程(その一)

第三節 軍隊と農村——人頭税の導入過程(その二)

第四節 農村の疲弊と政府の対応

終章 近世農村の成立

序論。ピョートル一世の諸改革については、周知の如く一九世紀半ばの「スラヴ派」と「西欧派」の論争をはじめとする長い論争・研究史があり、既に歴大な文献が蓄積されてきた。序論では、最近の新しい研究動向を踏まえながら、当時の農村社会を考察するうえでも不可欠な、改革の基本的ファクトが選び出され、整理された。ピョートル改革は、「西欧化」と性格づけられるように、同時代のヨーロッパの政治的、経済的動向、即ち常備軍の形成と官僚制の整備を通して主権の強化をはかる絶対主義的統治政策、そして商工業と外国貿易の振興を通して「国富」を追求する重商主義的経済政策を強く反映したものであるが、後進的な北東ヨーロッパにおいてこの動向を最も強く体現していたのは、「バルト海帝国」スウェーデンであった。このスウェーデンとの北方戦争(一七〇〇—一七二一)のなかで、ピョートルのロシアは、陸海の常備軍を確立し、行政機構を整え、マニユファクチュア・工場を設立し、外国貿易のための下準備を整えた。更に教会改革を通して教会を世俗国家の機能上の一分枝として従属下におき、世俗的な教育・知識の普及に努めた。これら一連の諸改革の萌芽の多くは一七世紀に認め

られるにせよ、改革期にはそのスピードが一挙に早められたこと、そしてそこではスウェーデンの諸制度も積極的に導入されたことに留意しなければならない。改革は、貴族、聖職者の在り方にも根本的な変更を迫るものであったが、古い伝統的な社会秩序を揺るがせる、こうした一連の「革新」に対する民衆の抗議は、とくに鋭い形をとった。一方で増税、そして兵士、労働者の大量の徴用、他方で伝統的な生活慣行の変更と規制、これらを厳しい制裁措置によって強行するピョートルは、民衆意識においては、戦争と外国への執着のために自分の国を荒廃に導く理解しがたい人間と映った。真のツァーリのすり替え、アンチキリスト等の伝説、風聞が民衆の多くを捉えるとともに、諸々の改革に対する抵抗はピョートル期を一貫しているのである。

第一章。一七〇九—一〇年にロシアでは、約三〇年ぶりに全国的な担税住民の世帯調査が実施された。その直接的契機は、県制の導入という地方行政改革にあったが、スウェーデンとの長期にわたる困難な戦争のなかで、「貨幣飢餓」の状態にあったツァーリ政府にとって、世帯増徴増収が念頭にあったことは明らかである。だが、調査の結果は、政府の見込みに反して、全体で約二〇%もの大幅な減少を示した。本章は、このいわゆる世帯の「空白」の諸原因を探るなかで、当時の農村社会の置かれていた諸状況を具体的に検討するものである。「空白」の原因として第一に挙げられるのは、戦争の前半(一七〇〇—〇九)にとくに歴大な規模をとった、政府による兵士、労働者

の徴用である。一七〇五年に正式に発足する常備軍は、毎年二万人以上の兵士を全国の村々から徴用した。この強制的な兵役義務に対する農民の抵抗は根強く、また毎回一〇%をこえる脱走兵を出したにも拘らず、一六九九—一七一四年に約三三万人もの成人労働力が軍隊へ引き抜かれたのである。更に、新首都ペテルブルグをはじめとする都市や要塞、港湾や運河の建設、各種の工場労働にも短期間とはいえ、大量の農民労働力が駆り出された。こうした兵士、労働者の大量徴用が、戦争期を通じて続いた恒常税の引き上げや臨時税の導入等と相俟って、ただでさえ零細な農民経営を究極的な零落に追いやり、ひいては世帯の減少をひき起した、と推測することは、諸史料からも十分に裏付けることができるのである。

「空白」のもう一つの主要な原因は、農民の側のより積極的な抵抗のなかに求めることができる。ロシア中世において農民が「移転」の権利を有し、現実これを行使していたことは周知の事実だが、一六世紀末以降、これが禁止の方向にむかい、一六四九年法典において農奴制が法的に確認されて以来、逃亡は、農民が最も広汎に採用した闘争手段となった。一七世紀後半を通じて増え続けた逃亡はピョートル期にピークに達した。これは、もとより偶然ではない。「国家の搾取」が「領主の搾取」を大きく上廻って強化されたこの時期、国家の諸々の義務負担から「自由な」逃亡農民は、政府の厳しい禁止立法にも拘らず、きわめて魅力的な労働力であった。政府の高官の大所領にも多くの逃亡農民が隠匿された。逃亡農民は、基本的には領

主のいない、辺境の豊かな土地を目指したが、他の領主の村々でも容易に受け入れられたのである。「空白」を導いた農民の抗議のもう一つの手段は世帯隠しであった。基本的な課税単位である世帯が、直接的に「取り壊」されたり、あるいは数世帯が一世帯に統合された。更に調査のために派遣されてきた役人に対して賄賂が贈られた。こうした一連の課税忌避には直接間接に領主が関与していたことも否定できない。ただし、領主にとって世帯調査の結果は、その経営に大きな影響を与えたからである。一七一〇年の世帯調査における世帯の大幅な減少には、以上のような主要な原因を指摘できる。ツァーリ政府は、この新しい調査簿を課税の基礎として採用することを断念し、数年後、再び調査を実施せねばならなかった。だがランドラート（郡長）調査（一七一五—一七八）も徒勞に終わった。今回の調査では、地域によっては人口増が確認されたものの、世帯数は前回の数字を更に下廻ったからである。

第二章。本章は、個別諸史料の分析を通して、ピョートル期における領主・農民関係の具体的側面を明らかにすることを狙いとしている。まず第一節では、「没収所領台帳」の分析を通して、領主経営と農民経営の基本的在り方が明らかにされる。領主経営については、所領の分散性、大量のホロープの存在、等の特質が大領主と中小領主の別なく、等しく確認される他、耕地の開墾とそれに伴う農民の連れ出し、南部への所領の集中傾向、等のこの時期に固有な性格も認められる。更に、領主の経営施設や果樹園、館自体については木造・石造の別から家

具調度の種類まで明らかにされる。農民経営については、農民の家族構成その多寡が、所有家畜数、播種量、更にイズバや経営施設、農具にはば比例すること、換言すると家族数が多ければ多いほど富裕な経営であることが確認される。だが一握りの富裕な経営を除くと、一般に当時の農民経営は零細で、不安定であり、それは種子の貸付や世帯の「空白」に示されるように、凶作の年には一気に露呈されたのである。第二節は、大都市に在在する領主が地方の領地管理人に宛てた指示・訓令としての「領地管理令」の内容の分析から、この時期の村々がかかえていた諸問題を明らかにする。一七世紀とは異なり、当時の「領地管理令」は、一般に整った形式を備え、時には時代精神を反映して、領民の啓蒙・福祉にさえ言及された。だがその内容を細かく検討していくと、所領の対内的、経済的事柄については、ミールの自治(慣習法)に委ねられていたのに対して、対外的、社会的諸関係に対しては領地管理人の積極的介入が指示されている。とりわけ逃亡農民の問題については、その防止から送還に至るまで細かく規定されたが、この他、農民の出稼ぎ、結婚等についても同様であった。更に、教会への出席や告解なども監視の対象とされた。こうして「領地管理令」の諸規定のなかに、当時の農村を取りまく社会状況の激しさを読みとることができると同時に、これをテコとして、農奴制、即ち農民人格の支配が強化されたのである。

第三節では「農民嘆願書」の分析を通して農民の日常的諸要求が明らかにされる。ミールを母体とする、あるいは個々人の

イニシャティヴによる嘆願書の内容は甚だ多岐にわたるが、その主要なものは、凶作あるいは村火事を理由にした租税や諸貢租の減免、免租の要求であった。この他、当該所領においては、周辺の村々より高額な許婚料の引き下げ、更に村書記の不正を理由とする罷免の要求、また「空の地条」の処理など、興味深い諸要求がみられた。当時、自分の領主へ宛てた直接的な嘆願書の提出は禁止される方向にあったにも拘らず、こうした手段による農民の日常的な諸要求は、その後も一貫して続けられたのである。第四節は、ピートル期の著名な「立案者」イヴァン・ボソシコフの『貧富の書』(一七二四)の第七章(農民について)を中心にして、彼の農村社会の現状把握とその改革案を明らかにした。「農民の富は王国のそれであり、他方、農民の困窮は国家の貧困である」という基本的認識にたつボソシコフは、農民の「怠惰」と領主によるその助長、「非人間的な貴族」による賦役の強化、村の密集した居住形態と火災の頻発、強盗、文盲、等に貧困の原因を求め、更に、領主は一時的に農民を所有しているにすぎず、農民の直接の主人は「全ロシアの君主」である、というボソシコフの示唆する所の大きな「国家と農民」観が明らかにされた。『貧富の書』には、村司祭の無知と貧困についての厳しい指摘があるが、当時の村の教会と司祭の基本的在り方については、最近のソ連内外で発表された諸研究の整理を通して、補論において概観されている。

第三章。北方戦争の終結が間近に迫った一七八年末、ピートルは平時における軍隊の維持のために、また臨時税に大き

く依存した戦時の税制の立て直しのために、人頭税の導入に踏み切った。本章では、まず従来の世帯税に代わる若干の税制改革案、そして人頭税の採用に至る経緯から、この新しい税制の実施に伴なう諸問題とその影響に至るまで順次考察されるが、第一章と同様、これに対する農村の抵抗にも重心が置かれる。人頭税の導入は、まず人口調査の実施から始まる。世帯調査の際と同じく、ここでも様々な形で「人間隠し」が広汎にみられたが、とりわけ農民をホローブと偽つての申告は、ピョートル政府をしてホローブ身分の解体、というドラスチックな措置を採らせた。この他、教会の「余剰の」構成員、放浪する「自由人」も調査・課税の対象とされた。したがって人口調査は、ロシア社会の新たな編成替えを意味したのである。こうして軍隊の力を貸りて実施された人口調査とその修正の結果、一七二四年春に、ようやく五四〇万人の担税人口が確定され、それでは年間の軍事費四〇〇万ルーブリを割った額、即ち七四カペイカが一人当りの人頭税額とされたのである。

ところで、この税制改革はもう一つの重要な側面を持った。即ち、政府の中間的機構を媒介させることなく、農村に軍隊を駐屯させるとともに、人頭税の徴収も軍隊に委ねる、というユニークな方式であった。スウェーデンの軍制に由来するこの方法に依りて、農村の一角には兵舎が建てられたのである。こうして人頭税の導入は、これまでの農村地帯の根本的な塗り変えを意味したが、当初のプランは、その後大幅な変更を余儀なくされた。ただし、ピョートル統治末期の数年間に及ぶ凶作に加

えて、兵舎建設が課した諸負担は、農民経営に重くのしかかり、それは人頭税の龐大な滞納として、この新しい税制を根幹から揺るがせたからである。ピョートル死後に政權を握った政府高官たちは、「いかようにも、この支払いを負担できない」農村の困窮を前にして、人頭税の軽減はもとより、軍隊の農村配備それ自体の見直しを余儀なくされた。更に、農村を荒廃から立て直すべく、ピョートル期に強化された貴族の国家勤務からの解放さえ提起されたのである。

終章。人頭税の導入は、かつてミールの土地割替の成立を促した最も重要な原因と位置づけられ、この見解は現在に至るまで一つの有力な議論である。終章では、これまでの農村社会の諸側面の考察に基いて、改めてこの問題の展望を試みた。まず指摘されることは、一七世紀後半の中央部の農村において、土地的部分的割替（切り取り、付け足し）は、決して稀な現象ではなかったことである。農奴制の確立以降、それまで徹底されていなかったミールの連帯責任を含めて、その諸権限は強化された。ミールは国家と領主に対する諸々の支払いを完納するために、各世帯間のチャグロと労働力構成、富裕度との間に、出来るだけ正確な一致を達成しようとする。こうして実施されたミールによる部分的土地割替は、世帯税の導入後、より普及したのである。ピョートル期における「国家の搾取」の強化は、ミールの連帯責任を最終的に確立せしめると共に、部分的土地割替を定着させた。したがって人頭税の導入は、土地割替の成立を導いた直接的契機ではなく、その役割は、土地割替を促進

した点にあるのである。諸貢租の支払いの連帯責任と土地割替を特質とする近世農村の骨格は、こうしてピョートルル期に形成されたと言うことができる。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 ロシア近世農村社会史

論文審査担当者 本田 創 造

佐々木 潤之介
阿部 謹也

本論文はロシアの近代化・西欧化をおし進めたピョートル一世（在位一六八二—一七二五）の改革事業が農村社会にどのような影響をもたらしたか、また改革事業やそれを推進したピョートル一世に対して農村社会はどのような対応を示したのか、その実態を分析した研究である。国家・社会の改革を強力に進め、絶対主義体制の確立と西欧化を達成しようとしたピョートル改革については、これまでスラヴ派と西欧派の論争などがあり、その評価自体長い歴史をもっている。わが国においてもピョートル一世に関してはいくつもの研究があるが、その改革の実態ならびにその改革がもたらした社会の変化や歴史的転換について、特に農村社会を対象として深く考察した研究は、これ

までほとんどなかったといつてよいであろう。土肥氏の研究は一七世紀末から一八世紀初頭のロシア近世農村社会の大きな変化を分析し、これまでの研究の空白を埋めるものである。

ピョートル一世の諸改革は常備軍の確立と官僚制の整備を通して王権の強化をはかろうとする同時代のヨーロッパの絶対主義的統治政策ならびに商工業と外国貿易の構想を通して「国富」を追求する重商主義政策を全面的に導入して、ロシアの後進性を克服しようとするものであった。さらに啓蒙の名のもとに風俗、習慣の西欧化を上から強制しようとしたものであるが、これらの「近代化」政策は、農村と農業を直接の対象とするものではなく、当時人口の九割を越えていた農民はもっぱら諸改革と戦争が必要とする龐大な費用を負担する存在として、さらに人的資源として位置づけられていたにすぎない。土肥氏の研究はピョートル改革の特徴を浮びあがらせながら、その改革を実際に人的資源として、また財政的に支えた農村社会がその過程でどのような変化を蒙ったのかを分析することによって、ピョートル改革の深部に探索の目を向けている。従来近代ロシア農村慣行のひとつとして注目をあびてきた土地割替の問題と人頭税の導入との関連なども、当時の農村における政治・経済・社会・宗教の諸問題のなかでその全体的な位置を把握しなければならぬのである。わが国ではこれまで一八六一年の農奴解放以後の諸問題を論ずるなかで土地割替その他の問題が議論されてきた。しかしロシアの「近代化」はその約一五〇年前に最初の大きな一歩がしるされ、そこで既に共同体の質的な変化が

生じていたのである。本論文はこのような観点にたつてピョートル改革期の農村社会を原史料に基づいて分析したものである。

本論文の構成は以下の通りである。

序論 ピョートル改革の基本的性格

第一章 戦時下の農村社会

第一節 世帯調査（一六七八一—一七一〇）

第二節 兵士、労働者の徴用——「空白」の諸原因（その一）

第三節 逃亡と世帯隠し——「空白」の諸原因（その二）

第四節 ランドラート調査

第二章 農村社会の諸相

第一節 領主経営と農民経営

第二節 領主的諸規制

第三節 農民の日常的諸要求

第四節 『貧富の書』における農村社会像

補論 村の教会と聖職者について

第三章 人頭税の導入と農村社会

第一節 世帯税から人頭税へ

第二節 人口調査——人頭税の導入過程（その一）

第三節 軍隊と農村——人頭税の導入過程（その二）

第四節 農村の疲弊と政府の対応

終章 近世農村の成立

序論の「ピョートル改革の基本的性格」はこれまでの研究史

を整理しつつ当時の農村社会を考察するうえで不可欠な改革の基本的事実が分析されている。いわば著者の第一次史料に基づく個別研究を広い視野の下で位置づけるための壮大な序論である。ピョートル改革については、これまでピョートルを「地上の神」とみなし「祖国の父」とみる熱狂的な崇拜者から、「吸血鬼」「アンチキリスト」とみる厳しい批判者にいたるまで評価は大きく分れ、ロシア史の「二つの道」論争のきっかけとなっている。ピョートル一世の諸改革を検討する際に著者はまず一七世紀ロシアをとりまく国際環境、とりわけ北東ヨーロッパ地域の動向を探ることからはじめている。当時この地域で、政治・経済面で強力な支配権を行使していたのはバルト海帝国スウェーデンであり、ピョートルのロシアはこのスウェーデンとの北方戦争（一七〇〇—一七二一）を通して陸海の常備軍を確立し、行政組織を整え、マニユファクチュア（工場）を確立し、外国貿易を促進する準備をしていた。一七〇九年のポルタヴァの勝利によってロシアのヨーロッパ国際政治における地位は一変した。ニシュタットの和平の祝賀会の席で大帝の称号をえたピョートルはプロイセン、オランダ、スウェーデン、デンマークにおいてもその称号を認められ、国際的に承認され、ここにロシア帝国が誕生した。しかし当時ロシアには外国航路用の一隻の商船もなかったことから明らかなように、ロシアは戦争に勝利をおさめ、国際政治において列強に伍してのち、国際経済の面でも大きな飛躍をしなければならなかった。そのために聖ペテルブルグが建設され、ピョートル改革を象徴する都市として、

さらにロシアの新しい外国貿易港として位置づけられていった。それはロシアに新しい重商主義の時代の到来を告げるものであったと著者は評価している。

ピョートルが統治した三五年のうち二一年間は北方戦争に費され、戦争がピョートル改革の原動力であったといわれていた。著者はそこでピョートル改革における軍事、行政改革を詳細に考察している。北方戦争に突入するためにピョートルは封建所領から兵士を徴用したが、いったん徴募された兵士には帰宅が許されず、ピョートルの軍事改革は農村社会に大きな影響を与えるものであった。また後に論じられるように人口調査・租税の徴収にも軍隊が用いられ、地方行政の下部組織が軍事化していったことに著者は注目している。

歴大な支出を伴う北方戦争は財政上の改革を必要とし、従来からの国家独占の他に塩、酒、石灰、タール、煙草等の新しい独占が行なわれ、一般民家の風呂までが課税の対象とされた。信仰を異にする人々に対しても課税された。異教徒への税、結婚税やヒゲ税(ヒゲ剃りの強制に違反したための税)さらに黒い腫や灰色の腫の税、人頭税などが新たにつくられていった。またピョートルの時代に工業化は真の飛躍をとげ、マニユファクチュアが新たに多数つくられていた。重要な部門は軍事関連マニユファクチュアであったが、他にも繊維工業などの軽工業部門も大いに発達している。しかし著者はこれらの工業においても自由な労働市場の欠如がアレクサンドルとなっており、一七二一年にはマニユファクチュア所有者は村を購入し、労働者とし

て農民を使用する権利が与えられたことを指摘している。

以上のようなピョートル改革は貴族や聖職者のあり方にも根本的な変更を迫るものであったが、それは教会や修道院の免稅権の廃止などに示され、聖界所領の国有地化が進められていった。他方で印刷所の新設や出版に対するピョートルの関心によって最初の新聞が刊行された。出版物の多くは無料で提供された。しかしそれらは大都市の市場に出廻ることさえ稀であった。改革に対する民衆の抗議は一方で兵士や労働者の大量の徴用、伝統的な生活慣行の変更を強要する政策に対する抵抗となつてあらわれる。民衆の意識においてピョートルは戦争と外国のためにロシアを衰退に導く人間として映り、ピョートルをアンチキリストとする噂が流れたことにも著者は重視している。ピョートルの教育・啓蒙政策は高等教育をうけ、西欧化されたエリートとそれと無縁な伝統的生活をつづける民衆との間に大きな溝をつくり出したと著者は強調している。ピョートルが公共の福祉のスローガンをかかげて伝統的な生活様式を時代おくれとみなした限りで民衆は抵抗をつづけたが、ロシア・フォークロアではもうひとつのツァーリ像も生まれていた。兵士とともに食事をとり、ステュパン・ラージンの息子としてのツァーリ像も生まれていたのである。著者はこのようにフォークロアの領域における民衆意識をも視野のなかに入れているのである。

第一章「戦時下の農村社会」においては北方戦争を遂行するための財源を確保しようとして世帯増増収をはかった一七二〇年の世帯調査が分析されている。県制の導入という地方行政

改革を契機として行なわれた世帯調査であったが、目的はこれによって税収の増加をはかることであつた。しかし、調査の結果は政府の見込みとちがって二〇パーセントの減少となつてゐた。著者はこのいわゆる「世帯の空白」の諸原因を究明しながら、時の農村社会がおかれていた諸状況を探らうとしてゐる。世帯と世帯主だけでなく女性を含む全構成員並びに身体障害の有無まで調査の対象とされてゐた。この調査によって当時の農村の事情が細部にいたるまで明らかになると考えられるのである。

世帯の空白の原因として著者がまず考へるのは戦争の前半に政府が大量の労働者や兵士を徴用した事実である。一七〇五年に正式に発足する常備軍は毎年二万人以上の兵士を強制的に全国の村から徴用した。兵士のみならず軍服や食糧、馬も徴取された。しかし徴兵は順調に進められたわけではない。十五歳から二〇歳までの独身者が兵士として徴用され、兵士を出さない世帯は食糧、衣服、貨幣などを納めるように定められた。第三回には年令の枠がはずされ、独身者と妻帯者の別が問われず、第四回には再び年令の枠がつくられたが、二〇歳から三〇歳まで年令のはばが広げられた。徴兵を拒否して逃亡した農民も多く、第一回から第五回までの徴兵では六五パーセントしか集められなかつた。逃亡したばあ、その妻子が笞刑をうけた。一六九九年から一七一四年の間に約三万人の成人労働者が軍隊にとられたのである。このほか新首都聖ペテルブルグなどの都市や要塞、港湾や運河の建設、工場労働にも大量の農民労働力

が駆り出されていった。著者は多くの史料を駆使して世帯の空白の原因が一面において以上の事実にあることを証明してゐる。

客観情勢が以上のようなものであつたとすると、世帯の空白を生んだもうひとつの原因は農民側の積極的な抵抗であつたと著者は主張してゐる。ここに著者の研究のひとつの特徴がある。ロシア中世の農民は移動の権利をもち、実際にそれを行使してゐたが、一六四九年法典によって農奴制が確立するとともに移動の権利を失つた。農民は以来逃亡を闘争手段として抵抗をつづけてきた。一七世紀後半を通して増大しつづつた逃亡農民の数は、ピョートル期には頂点に達した。著者はそこに必然的な関連をよみとつてゐる。この時期の改革によって、国家による搾取が領主による搾取をさらに上廻つて強化されてゐたから、逃亡して国家の義務をのがれた逃亡農民は領主にとって魅力的な労働力であつた。領主のいない辺境をめざした農民もいたが、大領主の農場に逃げ場を見出した逃亡農民の数も多かつたのである。この他に世帯隠しが行われた。課税をさけるために調査に來た役人に賄賂を贈ることもしばしばみられたが、これらも領主の関与のもとに行なわれ、領主と農民が共同で世帯隠しを行なつてゐたと著者は分析してゐる。

こうして世帯数が減少した結果、政府の世帯調査簿を課税の基礎として用いることができず、数年後にランドラート(郡長)による調査を行なつたが(一七一五―一八)そこでは地域による人口増が確認されたにも拘らず、世帯数は前回を下まわつた

のである。以上のように著者は世帯の空白の原因を基本史料に基づいて二つの側面から分析している。

第二章「農村社会の諸相」は第一次史料に基づきながらピョートル期の領主、農民関係の具体的な様相を明らかにしようとするものである。

ピョートルの改革を批判し、陰謀を起こした貴族も数多くいたが、これらの貴族に対してピョートルは厳罰をもってのぞんだ。その結果没収された所領の台帳が著者の史料になる。著者はこの台帳に領主経営と農民経営の基本的なあり方があらわれている点に着目して分析を加えている。所領の分散性、大量のホローブ（不自由民）の存在、南部への所領の集中などがこの時期の傾向として確認される他領主の経営施設や果樹園、館の構造、家具調度といったるまで明らかにされている。農民経営についても家族構成、所有家畜数、播種量、経営施設などから「家族数が多ければ多い程富裕な経営であること」が確認されている。それと同時に一般的には当時の農民経営が零細で不安定であり、凶作のときにはその弱さが露呈されたことも示されている。

次に大都市在住の領主が地方の領地管理人にあてた指令・訓令である「領地管理令」の内容が分析され、この時期の村がかかえていた諸問題が明らかにされている。著者の分析によると所領の対内的・経済的事柄はミールの自治に委ねられていたのに対して、対外的諸問題には領地管理人が積極的に介入すべきこととされている。特に逃亡農民の扱いや、結婚、出稼ぎ、教

会への出席、告解なども厳しく監視されていた。ここでは領民の福祉、道徳、信仰についても言及されている、このような介入によって農奴制に基づく農民の人格に対する支配が強化されてゆく様相が明らかにされている。

さらにツァーリや領主に対する農民の嘆願書を分析しつつ著者は農民の日常的諸要求を明らかにしている。領主あるいはツァーリ政府にあてた農民の嘆願書はかなりの数にのぼっており、凶作、火災などを理由とした租税や諸貢租の減免、免租の要求が出されている。その他、高額な結婚許可料の引下げ、村書記の罷免要求、耕す人のいない地条の整理などの要求がかかげられている。著者はこれらを分析しながら農民の日常生活の変化に特に注目しているが、そこでは租税が払えなくなり、妻子を連れて放浪して歩く農民の姿も描かれている。

さらに著者はイヴァン・ポソシコーフの「貧富の書」(一七二四)を中心にして、ポソシコーフの農村社会把握と改革案を検討している。「農民の富は国家の富であり、農民の困窮は国家の貧困である」というポソシコーフは農民の怠惰と領主によるその助長、非人間的な貴族による賦役の強化、村の密集した居住形態のための火災の頻発、強盗、文盲等に貧困の原因を求めている。領主は農民の一時的所有者にすぎず、農民の直接の主人は全ロシアの君主であると考えるポソシコーフは貢租額の法制化によって領主の農民収奪に制限を加えることを提案している。

さらに当時の村司祭のあり方が補論として加えられている。

西ヨーロッパの司祭と違って結婚し、自ら耕地を耕して生計を営む正教会の司祭がロシア農村社会で担っていた大きな役割について著者は分析を加えている。村司祭は村にあって聖務以外の多様な社会的機能を果し、しかも農民の生活と強い一体性をもっていたという。この分野はわが国でもほとんど手がつけられていなかった領域であり、今後の著者の研究の進展が期待される場所である。

第三章「人頭税の導入と農村社会」においては北方戦争の末期に、ピョートルにとって最大の問題であった平時での常備軍の維持のために人頭税の導入がはかられた事情が分析されている。ここでも第一章と同様、人頭税の導入の経緯からこの税制の実施に伴う諸問題と影響、さらにこの税に対する農民の抵抗のあり方をも考察している。そして特に人頭税によって農村に新しい社会関係が生み出された点が注目されている。人頭税の導入は制度改革の枠をつき破って社会体制の在り方にも大きな変更を迫るものとみなされている。平時の軍事予算として構想された人頭税の導入に際しても様々な形で人間隠しが行なわれたが、農民をホローブと偽って申告がなされることが多かったため、政府はホローブ身分の解体を敢行した。その他教会の余剰構成員や放浪する「自由人」も調査、課税の対象とされた。こうして人口調査はロシア社会の新たな編成をも意味したと理解されている。人口調査は政府の行政機関を用いず軍隊の力を借りて行なわれた。同時に農村兵舎を建て、軍隊を常駐させることになったが、それは農民にとって極めて重い負担となっ

たから、人頭税の膨大な滞納をもたらすことになった。その結果人頭税の徴収はもとより、軍隊の配備そのものも見直されねばならなくなったのである。この頃貴族も国家勤務から部分的に解放され、自己の所領の農村経営に戻り、こうして領主権力の拡大が進められてゆく過程が描かれている。

終章「近世農村の成立」において著者はロシア村落共同体（ミール）の均等な土地割替制度の成立について、人頭税の導入によるとみる従来の見解に再検討を加えている。一七世紀後半以来中央部農村では土地の部分的割替（切り取り、付け足し）は、しばしば行なわれており、農奴制の確立以後ミールの連帯責任制が強化されていた。ミールにおいては国家と領主に対する義務を果すために各世帯内の土地と労働力構成、富裕度を一致させようとして土地の部分的割替が世帯税の導入後さらに普及したとみている。いわばピョートル期の「国家の搾取」の強化によってミールの連帯責任は最終的に確立され、部分的土地割替が定着させられたという。人頭税の導入は土地割替の成立を導いた直接的契機ではなく土地割替を推進する役割を果たしたと結論している。こうして支払いの連帯責任と土地割替を特質とする近世農村における担税共同体としてミールが成立すると著者は結んでいる。

本書はピョートル改革期の農村社会を分析した総合的な研究であり、すでに刊行されて以来「日本の初期近世ロシア史研究に一時期を画す第一級の作品」としての評価をえている。序論のピョートル改革の基本的性格はひとつの独立したピョートル

改革論として評価に値する内容をもっており、第一章から三章まで、それぞれ互いに関連した問題を扱いつながり深い史料のよみと内外の学問研究の動向の摂取によって独自の結論に達している点でまず著者の研究態度に対して敬意を払うものである。

著者は何よりもまず原史料の分析を徹底して行ない、全体としての構想をもって叙述を行なっている。まずピョートル改革をめぐる諸状況と客観的情勢が分析され、そのうち世帯税と人頭税の導入をめぐる客観的事情が分析される。そしてその都度新たな世帯税や人頭税の導入に対して農村がどのような反応を示したかも詳しく分析している。本研究の特徴はまさにこの客観的情况と農村の主體的反応の分析にあるといつてよいであろう。農民は逃亡や人間隠しという手段をとつて国家に抵抗した。その過程が見事に描かれている。また「ロシアは国の零落という代価を払つてヨーロッパ列強のランクに昇つた」というミリユコフのテーゼ以来の問題に対して著者は改革の成果を見すえながらも代価の実態に注目している。本研究はまさにロシアが払つた代価の構造と実態を究明しようとするものであつて、そこから世帯税のばあいも人頭税のばあいも農村社会の実態が究明され、それと同時に農民の抵抗のあり方が論じられることになる。ここでは民衆のツァーリ願望がすりかえられたツァーリ、あるいはアンチキリストとしてのツァーリへと変貌してゆく過程も描かれ、歴史研究のなかで民衆意識の問題にも深い視線を向けている。こうした点で本論文は今後のロシア近世農村社会

研究の出発点となるべき基本的研究として評価されるものである。とはいえいくつかの問題がないわけではない。

著者は近世農村の社会的關係を説明しようとしているのであるが、その際それぞれの具体的様相については各種の史料に基づいて明らかにされている。にも拘らずそれらの具体的様相を結んでひとつの全体の社会關係を明示するためには、著者自身課題としてのこしているように地代形態の解明が今後必要となるであろう。また終章に論じているミールにおける土地割替についても、著者は従来の研究のあり方をふまえて自らの見解を出しているが、集団化の時代にまで大きな意味をもつミールの土地割替については、マックス・ヴェーバーを含めて一般的な理解と専門家との間に大きな隔りがあるように思われる。著者は慎重な態度でこの問題に立向かおうとしているようにみえるが、今後著者の時代設定をこえてミールの諸問題についても独自の位置づけを示して欲しいところである。著者は終章で近世農村の成立に言及しているが、今後近世農村の全体像を描くことを期待したい。以上いくつかの問題はあつるが、それらは本論文の価値をいささかもそこねるものではない。本論文はロシア近世農村社会に関する緻密な研究として一橋大学社会学博士の学位を授けるに相応しいものとして審査員一同は一致して認めるのである。

昭和六十二年十二月九日